

## 水道局職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 概要

当該職員は、令和7年7月13日午後、勤務時間中に職場の女性トイレに侵入し、自身のスマートフォンを設置しました。被害職員が女性トイレを使用したところ、頭上にスマートフォンが置いてあることに気づき、当該スマートフォンを回収すると、録画状態になっていることを確認しました。報告を受けた所属長が当該職員に確認したところ、スマートフォンの設置を認めました。その後、警察が捜査を行い、性的姿態撮影等処罰法違反及び建造物侵入罪により令和7年9月8日に検察に送致されました。

### 2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
水道局	技術職員	20代	停職6箇月

※本処分については、令和7年10月24日付横浜市報に登載予定です。

(参考: 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

### 3 管理監督者処分

次の1名を管理監督者処分としました。

- 課長級 管理者口頭厳重注意

### 4 総務部長コメント

横浜市で類似の事案が発生し、組織全体で不祥事防止に取り組んでいる中、水道局においてもこのようなことが起こったことは、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当該職員の行為は、公務員としてのみならず社会人としてもあるまじき行為であり、極めて許しがたいことです。

市政に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

水道局人事課 Tel 045-671-3109